庁用自動車売買契約書

１　物件名 日野　マイクロバス

２　規格・数量

1. 車　　名 日野
2. 車台番号 ＸＺＢ４０－０００２４２９
3. 車両番号 宮城２００さ２１７６
4. 数　　量 １ 台

３

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |

４　契約保証金 免　　除

上記の物件について、売渡人 石巻市 を甲、買受人 　　　　　　　を乙とし、次の条項により物件の売買に関して契約を締結する。

令和４年　　月　　日

（甲） 住　所 宮城県石巻市

 氏　名 石巻市長　　齋　藤　正　美

（乙） 住　所

 氏　名

（総則）

第１条　甲は、その所有する頭書の物件（以下「売買物件」という。）を頭書の契約金額（以下「売買代金」という。）をもって乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

（売買代金の支払い）

第２条　乙は、売買代金を、甲が発行する納入通知書により令和　　年　　月　　日までに石巻市指定金融機関等に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第３条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

２　売買物件の所有権が移転した後、乙は速やかに自動車検査証の名義変更を行うものとし、名義変更に必要な費用は全て乙の負担とする。

３　乙は、自動車検査証の名義変更が完了したときは、自動車検査証の写しを甲に提出しなければならない。

（支払遅延による延滞金）

第４条　乙は、乙が売買代金を納期限までに納付しなかったときは、当該金額に対し、その納期限の翌日から納入の日までの期間につき年１４．６パーセントの利率による延滞金を甲に支払わなければならない。

（売買物件の引渡し）

第５条　甲は、所有権が移転した後７日以内に、売買物件を甲が指定する場所において、現状のまま乙に引き渡すものとする。

（乙の請求による引渡し期限の延長）

第６条　乙は、天災地変その他その責に帰することができない事由により、引渡し期限内に受取ることができないときは、引渡し期限内に甲に対して、その事由を付して引渡し期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議してこれを定める。

（危険負担）

第７条　この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第８条　乙は、この契約締結後売買物件に損傷等を発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（暴力団排除に係る解除）

第９条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

 (1)　乙若しくは乙が法人所属の場合は当該所属法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）（以下この条において「代表役員等」という。）、乙が法人所属の場合は当該所属法人の役員（執行役員を含む。）若しくはその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）又は一般役員等以外の使用人（以下「使用人」という。）が、石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成２０年石巻市告示第２６８号。以下「暴力団排除要綱」という。）第２条第８号に規定する暴力団関係業者（以下「暴力団関係業者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係業者が代表役員等の経営に実質的に関与しているとき。

(2)　代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団排除要綱第２条第６号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力、暴力団関係業者を利用する等しているとき。

(3)　代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5)　代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係業者であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

第１０条　甲は、第９条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金）

第１１条　甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付さない。

２　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

（損害賠償）

第１２条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１３条　乙は、第９条及び第９条の２の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

（信義則）

第１４条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義の決定）

第１５条　この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

　（裁判管轄）

第１６条　この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。